

第 1 学年保護者 様

東京都立桜修館中等教育学校長  
信岡 新吾  
(公印省略)

令和 7 年度学校徴収金の納入について (1 学年)

令和 7 年度第 1 学年の学校徴収金 (積立金、自治会費、PTA 会費、給食費) について、徴収額及び徴収日時をお知らせします。確実な徴収に御協力をお願いします。

記

1 令和 7 年度学校徴収金徴収額 年額 185,500 円

※うち、75,000 円は、入学時一時金にて徴収済み。

※PTA 会費は 1 家庭につき 1 名分の年会費を徴収します。なお、複数の生徒が在学する家庭においては、下の学年の生徒から徴収します。

※令和 7 年度の給食費につきましては、都立学校給食費負担軽減事業により、都立学校の保護者等が負担する学校給食費を都が全額負担することから、保護者等からの給食費の徴収は、行いません。

2 徴収方法

御指定いただいたゆうちょ銀行口座からの口座振替により徴収を行います。

1 回の口座振替につき、10 円の手数料がかかりますので、併せて入金をお願いします。

3 納付回数

年 3 回の徴収です。なお、7 回払いも可能です。

7 回払を御希望の場合は、令和 7 年 4 月 25 日 (金) までに経営企画室へ申請書を提出してください。申請書は経営企画室にて配布します (生徒経由でも結構です)。

4 各回の徴収金額及び徴収日 (前日までに入金をお願いします)

(1) 年 3 回払いの場合 (5 月末・7 月末・9 月末 ※土日祝の場合は翌営業日)

|       | 納入月日         | 積立金     | 自治会費  | PTA 会費 | 給食費 | 1 回分計   |
|-------|--------------|---------|-------|--------|-----|---------|
|       | 入学時          | 75,000  |       |        | 0   | 75,000  |
| 第 1 回 | 6 月 2 日 (月)  | 26,500  | 6,500 | 4,000  | 0   | 37,000  |
| 第 2 回 | 7 月 31 日 (木) | 37,000  |       |        | 0   | 37,000  |
| 第 3 回 | 9 月 30 日 (火) | 36,500  |       |        | 0   | 36,500  |
|       | 合計           | 175,000 | 6,500 | 4,000  | 0   | 185,500 |

(2) 年 7 回払いの場合 (5 月から 11 月までの各月末 ※土日祝の場合は翌営業日)

|       | 納入月日          | 積立金     | 自治会費  | PTA 会費 | 給食費 | 1 回分計   |
|-------|---------------|---------|-------|--------|-----|---------|
|       | 入学時           | 75,000  |       |        | 0   | 75,000  |
| 第 1 回 | 6 月 2 日 (月)   | 13,000  |       | 4,000  | 0   | 17,000  |
| 第 2 回 | 6 月 30 日 (月)  | 13,500  | 3,500 |        | 0   | 17,000  |
| 第 3 回 | 7 月 31 日 (木)  | 14,000  | 3,000 |        | 0   | 17,000  |
| 第 4 回 | 9 月 1 日 (月)   | 16,000  |       |        | 0   | 16,000  |
| 第 5 回 | 9 月 30 日 (火)  | 16,000  |       |        | 0   | 16,000  |
| 第 6 回 | 10 月 31 日 (金) | 15,000  |       |        | 0   | 15,000  |
| 第 7 回 | 12 月 1 日 (月)  | 12,500  |       |        | 0   | 12,500  |
|       | 合計            | 175,000 | 6,500 | 4,000  | 0   | 185,500 |

5 要保護及び準要保護生徒援助制度について

生活保護を受給している方、生活保護受給世帯と同程度又は準ずる程度の方を対象に、日本スポーツ振興センター共済掛金免除 及び 感染性または学習に支障を生ずるおそれのある疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた場合に負担する医療費を援助する制度があります。

申請を希望する方は、至急経営企画室まで御連絡のうえ、4 月 21 日 (月) までに書類提出をお願いします。

※申請は年度途中でも受け付けております。また、申請は年度ごとに必要です。

審査の結果、要保護又は準要保護に認定された場合、申請を受け付けた月から援助の対象となります。申請される方は、毎月 25 日までに申請書類を提出してください。

【問い合わせ先】東京都立桜修館中等教育学校 経営企画室 担当 小堀、望月  
住所：〒152-0023 東京都目黒区八雲 1-1-2 電話：03-3723-9966  
開庁時間：平日午前 9 時から午後 4 時 30 分 (土日祝日・年末年始・入学選抜日・学校閉庁日を除く)